

## **【事案Ⅱ－４】後遺障害共済金請求**

・2023年12月4日 和解解決

### **<事案の概要>**

申立人は、2021年7月発生 of 転倒事故にかかる後遺障害について、災害給付金を請求したところ、被申立人は、第9級の後遺障害の状態に該当しないとして支払を拒否したため、これを不服とし、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

「被申立人は、申立人に対し、2021年7月発生 of 転倒事故にかかる外貌醜状の後遺障害について、災害給付金40万円を支払え」との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は、「医療機関への照会結果から癬痕が将来的に回復する可能性はあるとの見解を得ている」と主張し、これを判断の理由としているが、証拠によれば、被申立人の主張とは相反し、主治医は、「癬痕が完全に消失することはない」と明確に見解を示している。そうすると、これまで被申立人が主張してきた「時間の経過とともに癬痕が目立たなくなる」とか「多くの場合、癬痕が回復する可能性はある」などは、およそ医学的根拠のない主張であることが明らかとなった。
- (2) そもそも、表皮と真皮の創傷治癒過程は異なり、表皮はほぼ再生がなされても、皮膚の下にある皮下脂肪や真皮が傷つくような深い傷では、欠損部を埋めようとして肉芽組織が形成され、同組織は正常の真皮とは区別できる構造にしかなく、再生とはいえ修復がやっと、ということであるため、炎症が消失して変化した成熟癬痕であっても、テカリ・色素脱失のほか、皮膚本来の肌理がなくなるため、傷は残り、かつ、目立つようになってしまう。
- (3) 写真データによれば、申立人の縦6mmの癬痕はいずれも癬痕部分が隆起しているうえ、その形状や周りの皮膚とのコントラスト等に照らし、「人目につく」といえる程度のものであると評価することができる。そして、症状固定とされた2022年2月時点で申立人は7歳の女性であるところ、これから青春期・思春期を迎えて本件癬痕が人目に触れることは確実であるし、例えば、電車やバスの車内で立っている場合に座席に座っている乗客からの視線には目立つ癬痕として映ることも考えると、人目につく程度にあるということができる。
- (4) 以上によれば、申立人の後遺障害は、下顎に軽い発赤と隆起を伴う24mmの癬痕のほか、相隣接する縦6mmの癬痕が2ヵ所認められるから、それぞれの長さを合算し、顔面部に長さ3cm以上の線状痕があるものと評価できる。

## ＜共済団体の主張＞

### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

### 2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 申立人は、共済金額の計算において、主契約 200 万円と災害給付特約 200 万円を合算した 400 万円に後遺障害の支払割合を掛けているが、災害給付の計算は、「共済金額×別表[後遺障害等級表]の支払割合」とされており、主契約の金額が加算されることはない。

(2) 申立人は、主治医の回答によって、被申立人の主張が医学的根拠のない主張であることが明らかになった旨主張しているが、主治医の回答によって、そのような結論を導けるものではない。

申立人が主張しているとおおり、主治医は、「完全に消失する(視認できなくなる)ことはないと思われる」旨回答しているが、他方、「瘢痕が軽減する可能性はある」とも回答しているのであって、主治医が申立人の瘢痕が軽減する可能性を否定しているわけではない。

被申立人は、主治医の回答に、「成熟瘢痕であれば多くの場合回復する(創のあとはあるが目立たない)可能性はある」「縦の瘢痕は単に成熟瘢痕であり時間の経過とともに赤色から白色となり目立たなくなったのではないかと考える」との記載があったことや、申立人から提出された写真に写っている瘢痕の状態から、回復の可能性がある、縦の瘢痕は目立たなくなっており、約款・事業規約に定める「外ぼうの醜状」に該当しないと判断したものであって、被申立人の判断に誤りはない。

(3) 本件瘢痕が目立つものかどうかは、主治医が、「残存した瘢痕について、どう判断するかは個人差がある」と指摘しているとおおり、客観的な基準があるものではない。

申立人が提出している写真を見ても、傷跡に色の違いがあるという指摘を受けたうえで写真を見れば、そのように見えるものの、何の指摘も受けないまま写真を見ても傷跡があるのかも判然とせず、被申立人としては、「人目につくような目立った瘢痕ではない」と判断したものであり、その判断に誤りはないと考える。

## ＜裁定の概要＞

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。